

# 利用者のために

## I 農業センサスの沿革

### 1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

### 2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査（既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する調査をいう。）を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

### 3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2020年農林業センサスは、戦後15回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから10回目、戦後では13回目の農業センサスである。

### 4 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調査）を実施した。

農林業経営体調査について、具体的には、次の見直しを行っている。

#### (1) 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横

断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

## (2) 農林業経営体を調査対象に設定

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

ア 農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林業作業を行い、

イ 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）

とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）には、それぞれの者を調査対象とした。

## (3) 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、次に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

ア 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

イ 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

ア 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者（現行の外形基準では森林経営計画を作成している者）を調査対象とした。

イ 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m<sup>3</sup>以上である者を調査対象とした。

ウ 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

## 農業センサスの沿革

昭和25年2月1日	1950年 世界農業 センサス	農業事業体調査		抽出農家 調査 (1/20)	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
昭和30年2月1日	昭和30年 臨時農業 基本調査	農家調査	農業集落 調査		
昭和35年2月1日	1960年 世界農林業 センサス	農 業			
		農業事業体調査		農業集落 調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
昭和40年2月1日	1965年 農 業 センサス	農家調査	企業的経 営体調査	農業集落 概況調査	
昭和45年2月1日	1970年 世界農林業 センサス	農 業			
		農業事業体調査		農業集落 調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
昭和50年2月1日	1975年 農 業 センサス	農家調査	農家以外の農 業事業体調査	農村環境 総合調査	
昭和55年2月1日	1980年 世界農林業 センサス	農 業			
		農業事業体調査		農業集落 調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
昭和60年2月1日	1985年 農 業 センサス	農業事業体調査		地域農業 組織化調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
平成2年2月1日	1990年 世界農林業 センサス	農 業			
		農業事業体調査		農業サービス 事業体調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
				農業集落 調査	
平成7年2月1日	1995年 農 業 センサス	農業事業体調査		農業サービス 事業体調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
				農村地域環 境総合調査	
平成12年2月1日	2000年 世界農林業 センサス	農 業			
		農業事業体調査		農業サービス 事業体調査	
		農家調査	農家以外の農 業事業体調査		
				農業集落 調査	
平成17年2月1日	2005年 農林業 センサス	農林業経営体調査			農村集落 調査 (標本調査)
平成22年2月1日	2010年 世界農林業 センサス	農林業経営体調査			農山村 地域調査
平成27年2月1日	2015年 農林業 センサス	農林業経営体調査			農山村 地域調査
令和2年2月1日	2020年 農林業 センサス	農林業経営体調査			農山村 地域調査

## II 編集方針及び原資料

本統計は、戦後の農林業センサス結果及び戦前の農業基本統計を基に、我が国における農業構造の長期的な変遷過程を地域別に明らかにすることを主目的として編集した。戦前の農業基本統計はセンサス方式によるものではなく、定義・分類等が時に相違しており、掲載した数値には厳密な意味での連続性はないが、参考のため、ほぼ5年おき（総農家数についてはほぼ毎年）に資料の存在する限りできるだけ過去に遡って掲載した。

本統計の編集に当たって用いた原資料は次のとおりである。

### 1 総農家等

明治44年以前は『農事統計』、大正元年～大正12年は各年の『農商務統計表』、大正13年～昭和25年は各年の『農林省統計表』、昭和30年は『昭和30年臨時農業基本調査結果報告（第3巻）』（この報告書は5分の1抽出調査結果をそのまま掲載してあるので、これを単純に5倍した集計結果を掲載した。）、昭和35年は『1960年世界農林業センサス農家調査報告書』、昭和40年は『1965年農業センサス農家調査報告書』、昭和45年は『1970年世界農林業センサス農家調査報告書』（ただし、沖縄については『1971年沖縄農業センサス沖縄県統計書』）、昭和50年は『1975年農業センサス農家調査報告書』、昭和55年は『1980年世界農林業センサス農家調査報告書』、昭和60年は『1985年農業センサス第2巻農家調査報告書－総括編－』、平成2年は『1990年世界農林業センサス第2巻農家調査報告書－総括編－』、平成7年は『1995年農業センサス農家調査報告書－総括編－』、平成12年は『2000年世界農林業センサス第2巻農家調査報告書－総括編－』、平成17年は『2005年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、平成22年は『2010年世界農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、平成27年は『2015年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』及び令和2年は『2020年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』等から収録した。

なお、統計表中の「新定義」とは、平成2年の農家定義の改正に伴い、統計の連続性を図る措置として、昭和60年の数値を平成2年の農家定義に合わせて組替集計したものであり、また、「平成27年（個人経営体）」の数値は、令和2年の集計対象の変更に伴い、令和2年と比較可能とするために組替集計したものである。

### 2 農家以外の農業事業体（農業生産等を行う組織経営体）

『1950年世界農林業センサス結果概要第4集農家以外の農業事業体の部』、『1960年世界農林業センサス農家調査報告書』、『1965年農業センサス協業経営体調査報告書』、『1970年世界農林業センサス農家以外の農業事業体調査報告書』、『1975年農業センサス農家以外の農業事業体調査報告書』、『1980年世界農林業センサス農家以外の農業事業体調査報告書』、『1985年農業センサス第4巻農家以外の農業事業体調査報告書』、『1990年世界農林業センサス第4巻農家以外の農業事業体調査報告書』、『1995年農業センサス第4巻農家以外の農業事業体調査報告書』、『2000年世界農林業センサス第4巻農家以外の農業事業体調査報告書』、『2005年農林業センサス第5巻農林業経営体調査報告書－種類別統計編－』、『2010年世界農林業センサス第5巻農林業経営体調査報告書－抽出集計編－』、『2015年農林業センサス第5巻農林業経営体調査報告書－抽出集計編－』及び『2020年農林業センサス第5巻農林業経営体調査報告書－抽出集計編－』等から収録した。

### 3 農業サービス事業体（農作業受託のみを行う経営体）

『1990年世界農林業センサス第10巻農業サービス事業体調査報告書』、『1995年農業センサス第5巻農業サービス事業体調査報告書』、『2000年世界農林業センサス第5巻農業サービス事業体調査報告書』、『2005年農林業センサス第5巻農林業経営体調査報告書－種類別統計編－』、『2010

年世界農林業センサス第5巻農林業経営体調査報告書－抽出集計編－』、『2015年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』及び『2020年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』から収録した。

#### 4 農林業経営体、農業経営体、農業経営体（法人経営体）、農業経営体（組織経営体）

『2005年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、『2010年世界農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』、『2015年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』及び『2020年農林業センサス第2巻農林業経営体調査報告書－総括編－』等から収録した。

### Ⅲ 農業センサスの概要

#### 【農家調査】

##### 1 農事統計調査（明治36～昭和15年）

###### (1) 調査方法

農会（明治32年に定められた農会法によって農業の改良・発展を目的に設立された団体）が農林省から委託を受け、帝国農会－府県農会－市町村農会の系統を通じて実施したものであるが、各市町村農会の職員が直接農家について調査したのではなく、一定の様式に記入して報告したものを中央でまとめるという、いわゆる表式調査によった。

###### (2) 調査期日

毎年12月31日現在

##### 2 農業用器具機械並共同作業場普及状況調査（昭和6年、10年）

###### (1) 調査方法

農林省が府県から業務資料として収集したものである。

###### (2) 調査期日

昭和6年は、5月31日現在

昭和10年は、11月30日現在

##### 3 農林水産業基本調査

###### 「夏期調査」（昭和16～20年）

###### (1) 調査方法

農林省－府県－市町村－調査員の系統により、調査員が全農家に対して調査票の配付、収集及び記入の指導に当たった。調査事項は基本調査要綱に規定されていたが、太平洋戦争の勃発に伴い次第に簡略化され、昭和19年には農家による申告の方式はとり得なくなり、集落実行組合長からの報告という表式調査の方式へと逆行し、昭和20年の夏期調査は中止になった。

###### (2) 調査期日

毎年8月1日現在

##### 4 農家人口調査（昭和21年）

###### (1) 調査方法

農林省－都道府県－市町村－調査員の系統により、自計申告方式により行った。

###### (2) 調査期日

4月26日現在

## 5 臨時農業センサス（昭和 22 年）

### (1) 調査方法

調査の系統は、農家人口調査（昭和 21 年）と同じである。調査方法は、調査区の実情に合わせて自計申告方式又は調査員が聞き取り調査する方式（面接調査）により実施した。

### (2) 調査期日

8 月 1 日現在

## 6 1950 年世界農業センサス（昭和 25 年）

### (1) 調査方法

全農家に対する面接調査で、農林省－都道府県－市町村（指導員）－調査員の系統で実施した。

### (2) 調査期日

2 月 1 日現在

## 7 昭和 30 年臨時農業基本調査（昭和 30 年）

### (1) 調査方法

全農業集落のうち 5 分の 1 を抽出し、その全農家について、農林省－統計調査事務所－出張所－指導員－調査員の系統で、面接調査により実施した。

### (2) 調査期日

2 月 1 日現在

## 8 1960 年世界農林業センサス「農家調査」（昭和 35 年）

### (1) 調査方法

全農家に対する面接調査で、農林省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

### (2) 調査期日

2 月 1 日現在

## 9 1965 年農業センサス「農家調査」（昭和 40 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

## 10 1970 年世界農林業センサス「農家調査」（昭和 45 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

## 11 1971 年沖縄農業センサス「農家調査」（昭和 46 年）

### (1) 調査方法

全農家に対する面接調査で、当時の琉球政府－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

### (2) 調査期日

10 月 1 日現在

## 12 1975 年農業センサス「農家調査」（昭和 50 年）

1960 年世界農林業センサスに同じ。

（沖縄県の調査期日は、前年の 12 月 1 日現在。）

## 13 1980 年世界農林業センサス「農家調査」（昭和 55 年）

1975年農業センサスに同じ。

なお、一部項目について自計申告を導入した。

#### 14 1985年農業センサス「農家調査」（昭和60年）

1980年世界農林業センサスに同じ。

#### 15 1990年世界農林業センサス「農家調査」（平成2年）

1980年世界農林業センサスに同じ。

なお、調査を「販売農家」と「自給的農家」の2つに区分し、自給的農家に対しては、土地、労働力、機械等の基本項目に絞って調査を行った。

#### 16 1995年農業センサス「農家調査」（平成7年）

1990年世界農林業センサスに同じ。

#### 17 2000年世界農林業センサス「農家調査」（平成12年）

調査方法は、全農家に対する自計申告調査で、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の系統で実施した。

また、自給的農家に対しては、世帯員及び土地の基本項目に絞って簡略調査を実施した。

### 【農家以外の農業事業体調査】

#### 1 1950年世界農業センサス「農家以外の農業事業体調査」（昭和25年）

##### (1) 調査方法

代表者に対する面接調査で、農林省—都道府県—市区町村—調査員の系統で実施した。

##### (2) 調査期日

2月1日現在

#### 2 1960年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査」（昭和35年）

調査方法は、代表者に対する面接調査で、農林省—都道府県—市区町村—指導員の系統で実施した。

#### 3 1965年農業センサス「企業的経営体調査」（昭和40年）

調査方法は、代表者に対する面接調査で、農林省—統計調査事務所—同出張所職員の系統で実施した。

#### 4 1970年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査」（昭和45年）

1960年世界農林業センサスに同じ。

#### 5 1971年沖縄農業センサス「農業事業体調査」（昭和46年）

##### (1) 調査方法

代表者に対する面接調査で、当時の琉球政府—市区町村—指導員の系統で実施した。

##### (2) 調査期日

10月1日現在

#### 6 1975年農業センサス「農家以外の農業事業体調査」（昭和50年）

調査方法は、1960年世界農林業センサスに同じ。

調査期日は、2月1日現在（沖縄県の調査期日は、前年の12月1日現在）

7 1980年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査」（昭和55年）

1975年農業センサスに同じ。

8 1985年農業センサス「農家以外の農業事業体調査」（昭和60年）

1975年農業センサスに同じ。

9 1990年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査」（平成2年）

調査方法は、調査客体に対する面接調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員の系統で実施した。

10 1995年農業センサス「農家以外の農業事業体調査」（平成7年）

1990年世界農林業センサスに同じ。

11 2000年世界農林業センサス「農家以外の農業事業体調査」（平成12年）

調査方法は、調査客体に対する自計申告調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員の系統で実施した。

### 【農業サービス事業体調査】

1 1990年世界農林業センサス「農業サービス事業体調査」（平成2年）

(1) 調査方法

調査客体に対する面接調査で、農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所の系統で実施した。

(2) 調査期日

2月1日現在（沖縄県は、前年の12月1日現在）

2 1995年農業センサス「農業サービス事業体調査」（平成7年）

1990年世界農林業センサスに同じ。

3 2000年世界農林業センサス「農業サービス事業体調査」（平成12年）

調査方法は、調査客体に対する自計申告調査で、農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所の系統で実施した。

### 【農林業経営体調査】

1 2005年農林業センサス「農林業経営体調査」（平成17年）

これまで別々に実施していた農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査、林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査を統合し、経営に着目した「農林業経営体調査」として実施した。

(1) 調査方法

調査客体に対する自計申告調査で、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の系統で実施した。

(2) 調査期日

2月1日現在（沖縄県は、前年の12月1日現在）

## 2 2010年世界農林業センサス「農林業経営体調査」（平成22年）

調査方法は、2005年農林業センサスに同じ。

沖縄県の調査期日については、他の都道府県と同様、2月1日現在とした。

## 3 2015年農林業センサス「農林業経営体調査」（平成27年）

調査方法は、2005年農林業センサス、調査期日は2010年世界農林業センサスに同じ。

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」（詳細は、「V用語の解説」を参照）に該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施していたが、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を1つの農林業経営体として調査を実施するよう変更した。

## 4 2020年農林業センサス「農林業経営体調査」（令和2年）

調査方法及び調査期日は、2015年農林業センサスに同じ。

2005年から2015年調査までは、農林業経営体を家族経営体と組織経営体に区分していたが、2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

## IV 統計表の編成

### 1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

### 2 全国農業地域区分

統計表に用いた全国農業地域区分は次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

- 注：1 沖縄県は、大正12年以前及び昭和19年～40年までの数値には含まれていない。
- 2 東京都小笠原村は、昭和21年から昭和40年までの数値には含まれていない。  
昭和45年(1970年世界農林業センサス)ではこれを調査の範囲に含めたが、その時点では、農家は1戸も存在しなかった。
- 3 昭和21年には新潟県村松町分は含まれていない。
- 4 鹿児島県の奄美諸島は、昭和21年、22年の数値には含まれていない。  
昭和25年には奄美諸島のうち十島村を除く地域が含まれていない。また、昭和30年には奄美諸島のうち十島村及び三島村を除く地域が含まれていない。
- 5 埼玉県については、昭和45年(1970年世界農林業センサス)までは北関東に含めていたが、本統計書においては現在の区分に併せ南関東に含め区分した。
- 6 長崎県島原市及び深江町の警戒区域及び避難勧告地域は、雲仙・普賢岳の噴火に伴う災害により、平成7年(1995年農業センサス)の調査の範囲から除外した。
- 7 東京都三宅村は、三宅島の火山活動の影響により調査の実施が困難であったため、平成17年(2005年農林業センサス)の調査の範囲から除外した。
- 8 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。)内については、調査を実施できなかったため、平成27年(2015年農林業センサス)結果には含まれていない。
- 9 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点。)に

全域が含まれる福島県大熊町及び双葉町については調査を実施できなかったため、令和2年（2020年農林業センサス）結果には含まれていない。

## V 用語の解説

### 農家

#### (1) 昭和15年以前

生業として耕種・畜産・養蚕のいずれか1つ又は2つ以上を営んでいるもので、個人・法人のいかんを問わない。ただし、土地を全く耕作しないものは農家とはしなかった。

#### (2) 昭和16年～19年、21年

世帯員のうちに耕種・畜産・養蚕（養きん、養蜂を含む。）のいずれか1つ又は2つ以上を業とする世帯員のいる家を農家と規定し、土地を耕作するか否かは問わなかった。

また、昭和15年までは個人として農業を営むもののほか、団体も含まれていたが、昭和16年以降はこれらの団体を準農家又はその他の事業体として、農家と分離し、別個に調査を行った。

#### (3) 昭和22年

農家の規定は、昭和21年の規定と大差はないが、水稻を栽培するものは、その面積の大小にかかわらず、全て農家に含め、畑作のみ行うものでも、その生産物を販売又は提供することを常態とするもの及び販売することを常態としなくても、常時他人を雇用しているものは全て農家とした。

#### (4) 昭和25年（1950年世界農業センサス）

農家の規定は、日本の国土を東日本・西日本の両地域に区分し、東日本では経営耕地面積が10a以上、西日本では5a以上で、農業（耕種・畜産・養蚕及び自家生産の農産物を原料とする加工をいう。）を営む世帯を農家と規定した。

ただし、この例外として、上記の経営耕地規模未満のものでも、温室を営むもの、特殊な商品作物を小面積でも高度な栽培を行うもの、又は、全く土地を耕作していなくても養畜や養蚕などを営み、年間農産物総販売額が1万円以上のものを農家とした（後者を例外規定農家という。）。

注： 東日本とは、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山の14道県、西日本とは、その他の32都府県のことである。

#### (5) 昭和30年（昭和30年臨時農業基本調査）

経営耕地面積による農家の規定は、昭和25年に準じているが、例外規定農家の基準が次のとおり変更された。すなわち、①温室を営んでいるもの、②乳用牛1頭以上を飼養しているもの、③子取り・種付け・肥育の目的で役肉用牛又は馬を1頭以上飼養しているもの、④豚を1頭以上飼養しているもの、⑤めん羊・やぎを3頭以上飼養しているもの、⑥成鶏・あひる・がちょうを30羽以上飼養しているもの、⑦うさぎを30羽以上飼養しているもの、⑧蜜蜂を3群以上飼養しているもの、⑨その他の調査期日前1年間に農産物の総販売額

が2万円以上あったもの、以上①～⑨のいずれか一つに該当したものを農家とした。

(6) 昭和35年(1960年世界農林業センサス)

昭和30年臨時農業基本調査の規定をほぼ踏襲したが、例外規定農家の物的指標は除外され、単に調査期日前1年間に農産物総販売額が2万円以上あった世帯に改めた。

(7) 昭和40年(1965年農業センサス)

昭和35年と同様であるが、例外規定農家の年間農産物総販売額の下限を2万円から3万円に引き上げた。

(8) 昭和45年(1970年世界農林業センサス)

昭和40年と同様であるが、例外規定農家の年間農産物総販売額の下限を3万円から5万円に引き上げた。1971年沖縄農業センサスにおける農家の規定は、西日本と同じである(ただし、例外規定農家の年間農産物総販売額の下限が130ドル(当時約5万円)とした。)

(9) 昭和50年(1975年農業センサス)

昭和45年と同様であるが、例外規定農家の年間農産物総販売金額の下限を5万円から7万円に引き上げた。沖縄県における農家の規定は西日本と同じである。

(10) 昭和55年(1980年世界農林業センサス)

昭和50年と同様であるが、例外規定農家の年間農産物総販売金額の下限を7万円から10万円に引き上げた。

(11) 昭和60年(1985年農業センサス)

昭和55年と同様である。

(12) 平成2年(1990年世界農林業センサス)

農家の規定は、東日本及び西日本の区分をなくし、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯とした。

また、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の農家を「販売農家」、経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円未満の農家を「自給的農家」とした。

(13) 平成7年(1995年農業センサス)～

平成2年と同様である。

経営耕地

(1) 昭和16年

昭和16年以前、経営耕地に関しては、田畑面積には休閑地及び出作地を含めるということのほか特に規定はなかった。

昭和16年以降、土地を耕作しないものに関しては、家畜、家きん、蜜蜂、家畜等の飼養又は温室の経営等を業とするもので土地を耕作しないものとした。

(2) 昭和22年

耕地等の定義を次のように規定した。耕地とは、作物の栽培に適し、かつこれを目的とする土地とした。したがって、果樹園、桑園、焼畑、石垣畑、切替畑はもちろん、休閑地やけい畔の面積も含めるが、棚田の土提の部分のようなものや、永久農道、水路、仮小屋、屋敷等は含めなかった。

田とは、水をたたえるかんがい設備を有する耕地のことであり、畑とは、水をたたえるかんがい設備を有しない耕地のことである。すなわち、桑や果樹が栽培されている耕地であっても水をたたえるかんがい設備を有していれば田として計上した。

田、畑の区分及び面積は、土地台帳面積のいかんにかかわらず、実際の状態に従って、ありのままの面積を計上した。また、出作その他により、他市町村において経営している分も含めて計上した。

### (3) 昭和 25 年（1950 年世界農業センサス）

基本的には昭和 22 年とほぼ同様であるが、利用形態により耕地を数種類に分け詳細な規定を設けた。また、経営耕地については他人の所有地を無料又は無断で耕作した場合等も含めると規定した。

#### ア 田

##### (ア) 一毛作田

昭和 24 年に水稻を栽培し、その前作又は後作として同年内に少しも作物を栽培しなかった田をいう。

##### (イ) 二毛作田

昭和 24 年以内に水稻を 1 回栽培し、その前作又は後作として同年内に 1 回以上 他の作物を収穫した田及び水稻を 2 回収穫した田をいう。

##### (ウ) 稲を作らず畑作物を作った田

稲を作らないで野菜、その他の畑作物を夏作に作った田をいう。

##### (エ) 特殊田

稲を作らないで、ハス、ワサビ、い草、クワイ、セリ等を作った田をいう。

##### (オ) 調査期日前 1 年間作付けしなかった田

休閑田、耕作放棄などの田をいう。休閑田とは、田としての性質を失っていないが、地力の回復などのために昭和 24 年の夏作も、その前作もやらなかったものである。耕作放棄田とは、水害、干害、その他の災害で夏作が不可能となった田、又は経済的に成り立たなくなったため耕作が放棄されていて、まだ他の人が耕作するに至っていない田をいう。

##### (カ) この他に形態主義からいえば田であるが、永年性作物が栽培されて果樹園、茶園、桑園をなしているものは、昭和 22 年の場合は田としたが、この年から田とせず、樹園地とした。

#### イ 樹園地

かん木、きょう木、つる性樹木であるかを問わず、水をたたえる設備の有無にかかわらず、樹木が園をなしており、肥培管理されている場合は樹園地とした。

園をなさないで散在している場合は、原則として樹園地とはしない。ただし、相当の本数があり、樹冠の投影面積を見積もって合計すると 1 畝（1 a）

以上となり、しかも肥培管理が行われている場合は樹園地とした。

(ア) 果樹園

果樹には、りんご、なし、みかんなどから、くり、くるみ、おうとう、うめ、ゆず、すぐり、木いちごまでを含む。くりについては、くり畑とくり林というような区別がなされている地方があるが、これは肥培管理が行われているか否かを基準として区別した。下刈りが行われる程度でも果樹園に計上した。

(イ) 茶園

茶園をなしている場合をいう。山茶は肥培管理が行われていない場合は山林とした。

(ウ) 桑園

園をなしている桑は、どのような仕立方をしあっても肥培管理が行われている場合は全て桑園とした。

(エ) その他の樹園地

果樹、茶、桑以外の永年性の樹木、かん木作物が栽培されている場合である。例えば、たけのこを栽培する目的で栽培されている竹林、はぜ、こりやなぎ、こうぞ、みつまた、桐畑、その他の鑑賞用樹木栽培地等である。この場合も肥培管理が行われていることが条件である。

ウ 普通畑

樹木、牧草などを除いた全ての作物を栽培する畑である。しかし、種苗を栽培しているところは、造林用の苗木の栽培であっても普通畑とした。牧草が栽培されていても、すき起こして肥培管理が行われている場合は普通畑とした。また、開墾地であっても、そこに作付けをして、1回でも収穫があれば、普通畑とした。

エ 牧草畑

専用の牧草畑をいう。一時的や臨時的に栽培され、あるいは輪作経営の一面としてあらわれるような牧草畑は普通畑とした。牧草の種子がは種されて、2年以上もすき起こしが行われないうで、牧草の刈取りのみが行われていて、追播・補肥程度の管理をしている場合は牧草畑とした。

オ 焼畑、切替畑

焼畑とは、本来、立木、雑草が刈取伐採されるか否かにかかわらず、抜根掘起し作業が行われないうで、火入れによって、抜根掘起し作業によって得られる効果とあまり変わらない効果が生じ、は種が可能となったものをいう。

切替畑とは森林跡地を畑として作物栽培に利用し、地力の衰えたときは再び植林して森林とし、畑と森林とが交互に輪番するものをいう。すなわち、畑に切替えて2、3年後に山林に復元する方式が行われているところであつて、山林に復元することが考えられていないものは切替畑としないこととした。

カ 調査期日前1年間作付けしなかつた畑

休閑畑、耕作放棄などの畑で、田の場合の規定に準じた。

(4) 昭和30年(昭和30年臨時農業基本調査)

基本的には昭和25年とほぼ同様であるが、陸田(もとは畑であつたが、現

在はけい畔を造り水をたたえるようにしてある土地)を田に含めることを規定した。

また、牧草畑の定義を次のように補正した。

クローバー、チモシーなどを2、3年栽培し、その後、普通作物を栽培する場合は普通畑とする。牧草畑とするのは、地方の事情にもよるがほぼ4年以上を目安とする。

10年以上放置されたものも牧草畑に含めるが、一度もすき起こし、は種したことのないものは耕地外の採草地とする。野草地に施肥したり、野草の間に牧草の種子をばらまきした程度のものは採草地とする。

(5) 昭和35年(1960年世界農林業センサス)

基本的には昭和30年と同様であるが、牧草畑の規定を次のように改めた。

普通の作物と輪作されているような牧草あるいは、は種後7年未満の牧草が栽培されている畑をいう。は種後7年以上経過している牧草生育地は、耕地外の永年牧草地として区分し、畑には含めない。

また、経営耕地について次のような規定を設けた。

経営耕地について又借り(又小作)している場合、裏小作させている場合、請負料や委託料を支払って耕作してもらっている場合等を含めると規定した。

(6) 昭和40年(1965年農業センサス)

基本的には昭和35年と同様であるが、調査期日前1年間作付けしなかった田(畑)の定義を次のように改めた。

災害や労力不足などの理由で、調査期日前1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する予定の田(畑)をいう。調査期日前1年間作付けせず、今後も耕作する予定のない土地は含まない。

また、経営耕地について次のような規定を設けた。

ア 輪作又は改植のため、は種後7年未満ですき返した牧草地及び7年未満ですき返しをする予定の土地は耕地外の永年牧草地とせず畑に含めた。

イ 請負又は委託耕作地については、頼んだ側(請け負わせ側)が収穫物を全部受け取るか、あるいは収穫物の処分権をもっていれば頼んだ側の経営耕地とし、逆の場合には、頼まれた側(請け負い側)の経営耕地にすると規定した。

(7) 昭和45年(1970年世界農林業センサス)

基本的には昭和40年と同様であるが、牧草を栽培している土地の取扱いを次のように改めた。

牧草を栽培している普通畑で、年によって普通の作物と牧草を交替して作る畑を牧草畑とした。

施肥、補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地(これを牧草専用地と称した。)とし、肥培管理していないものは、近く更新することが確定しているものを除き、耕地以外とすることとした。

また、経営耕地について次のような規定を設けた。

ア よそから借りている耕地は、届出の有無にかかわらず、また、口頭の貸借契約によるものでも、全てを経営耕地(借入地)とした。

イ 請負耕作や委託耕作などと呼ばれていても、実際は、一般の小作関係と同

	<p>じと考えられるときは、その耕地を借り受けて耕作している農家の経営耕地（借入地）とした。</p> <p>ウ 耕起や稲刈り等、それぞれの作業を単位として人に委託しているときは、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>エ 収穫物は、全て委託者がもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人にまかせ、その代わり、あらかじめ決めてある一定の耕作料を受託者に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>オ 沖縄県の軍用地内の耕地（黙認耕作地）については、パス（通行証）を必要とするか、自由に耕作できるかのいかにかわらず、また、他人の土地であっても現在耕作している土地は全て経営耕地に含めた。</p> <p>(8) 昭和 50 年（1975 年農業センサス）</p> <p>基本的には昭和 45 年と同様であるが、「耕作放棄地」について、次の規定を加えた。</p> <p>「耕作放棄地」とは、以前耕作したことがあるが、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地のことである。</p> <p>牧草や果樹を栽培していた土地で、ここ 1 年以上施肥、補はんなどの肥培管理をやめてしまっていて、ここ数年のうちにすき返しをして更新したり、肥培管理することが確定していなければ、たとえ牧草や果実の採取を行っていてもここに含めた。</p> <p>(9) 昭和 55 年（1980 年世界農林業センサス）～</p> <p>昭和 50 年に同じ。</p>
<p>経営耕地面積 規模別分類</p>	<p>経営耕地面積規模別分類は、土地利用型農業の規模別の構造をみるための基本的な農家分類であり、経営耕地面積を指標として分類したものである。</p> <p>経営耕地面積規模については、昭和 30 年から平成 12 年まで、北海道は別区分によることとした。</p>
<p>主副業別分類</p>	<p>「専兼業別分類」の他に農業の担い手を鮮明にするため、農業所得の依存度と農業の担い手の確保の程度の組合せによる新たな農家分類を平成 2 年に設定した。</p> <p>平成 2 年当初は、「農家分類別分類」という名称で、農家を「Ⅰ類～Ⅳ類農家」と 4 区分していたが、平成 7 年から名称を「主副業別分類」に変更し、区分もⅠ類農家とⅡ類農家を合わせたものを「主業農家」、Ⅲ類農家を「準主業農家」、Ⅳ類農家を「副業的農家」の 3 区分に変更した。</p> <p>本統計書における平成 2 年の数値は、「主副業別分類」に再集計したものである。</p> <p>なお、令和 2 年からは、集計対象を個人経営体とし、名称をそれぞれ「主業経営体」、「準主業経営体」、「副業的経営体」に改めた。</p>
<p>主業経営体（農家）</p>	<p>農業所得が主（世帯（農家）所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事した 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体（農家）</p>

をいう。

また、「農業専従者」とは、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

準主業経営体(農家)

農外所得が主(世帯(農家)所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体(農家)をいう。

副業的経営体(農家)

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいない個人経営体(農家)(主業経営体(農家)及び準主業経営体(農家)以外の個人経営体(農家))をいう。

また、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体(農家)であっても、調査期日前1年間に農産物を販売しなかった等、農業所得のない個人経営体(農家)については、農外所得との比較ができないため、副業的経営体(農家)に分類した。

農産物販売金額規模別分類

農産物販売金額とは、調査期日前1年間の農産物販売金額(経費を差し引かない販売粗収入である。自給部分の見積もり金額は含まない。)の合計である。

農業経営組織別分類

(1) 昭和45年(1970年世界農林業センサス)、50年(1975年農業センサス)  
単一経営とは、稲作、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物、施設園芸、野菜類、果樹類、その他の作物、酪農、養豚、養鶏、その他の畜産及び養蚕のうち、いずれか1つの部門の農産物販売金額が総販売金額の60%以上を占める部門を有するものである。複合経営とは、上記単一経営以外のもの、すなわち、農産物販売金額の60%以上を占める部門のないものである。

なお、昭和45年の沖縄県は、経営部門をさとうきび、パイナップル、果樹類、水稲、野菜類、工芸農作物、養豚、養鶏、その他畜産の10部門に分けて調査した。本統計書では、さとうきび1位と工芸農作物1位のものを合計して「工芸農作物」に、パイナップル1位、果樹類1位のものを合計して「果樹類」に集計した。

(2) 昭和55年(1980年世界農林業センサス)

単一経営の表示部門を、肉用牛部門を加えた14部門とした。また、単一経営の分類基準を60%以上から80%以上に改めた。なお、従来の区分との連続等を考慮して、複合経営を60~80%(準単一複合経営)と60%未満(複合経営)に区分した。

(3) 昭和60年(1985年農業センサス)~  
昭和55年に同じ。

専兼業別分類

(1) 昭和15年以前

専業農家・兼業農家の2区分で、生業として農業のみを営む農家を専業農家とし、生業として農業を営む以外に他の生業を営む農家を兼業農家とした。

(2) 昭和16~22年

昭和 16 年以降は、世帯員の中に兼業従事者、すなわち自家農業以外の仕事に従事する者がいない農家を専業農家、自家農業以外の仕事に従事する者がいる農家を兼業農家とした。この場合の世帯員の範囲には、女中、職工・店員等の賃労働者としてよそに出ている者（他出家族）でも、1 戸を構えていない限り、これらを含めた。また、兼業には、農業以外の職業に従事する場合のほか小作料・配当・家賃等の財産収入のある場合も含めた。

更に、昭和 16 年以降においては、兼業農家を農業を主とする第 1 種兼業農家と、農業を従とする第 2 種兼業農家に分けた。この両者を区別する基準は、昭和 17 年までは農家の純収入（総収入（現物収入を見積もりたるもの）から総経費（小作料、固定資本償却代、原料代、支払労賃）を差引いた残り）が常時、主として農業に依存するか又は主として他の業に依存するかにより、これによって判別し難い場合は投下労働量の多少によったが、昭和 18 年以降は主として投下労働量の多少によって区別し、そのみでは決定が困難な場合には純収入の多少によった。

(3) 昭和 25 年（1950 年世界農業センサス）

専兼業を世帯員の兼業従事者の有無によって区分するという基本的な点については昭和 22 年と同様であるが、前記の他出家族は世帯員から除かれた。また、財産収入は兼業の範囲から除外された。なお、第 1 種兼業農家と第 2 種兼業農家の区別は自家の農業経営とその他のものに注ぎ込む労働量の多少によるが、どちらとも判断しがたい場合は収入の多少によった。

(4) 昭和 30 年（昭和 30 年臨時農業基本調査）

基本的には昭和 25 年と同様であるが、兼業の規定に関し「役職的な勤めをしているもの」に年間 10 万円以上の報酬があったものという下限を設けた。また、自営兼業のうち、「賃仕事、賃作業、製薪炭などの仕事に従事したもの」に、その従事した自営業は、年間 1 万円以上の収入があったものという規定を設けた。

(5) 昭和 35 年（1960 年世界農林業センサス）

基本的には昭和 30 年と同様であるが、兼業の規定に関し、人夫、日雇的な勤めをしたものに年間 1 万円以上の収入があったものという下限を設けた。また、自営兼業のうち、林業、漁業、賃仕事、賃作業に従事したものに、その従事した自営業が年間 1 万円以上収入があったものという規定を設けた。

なお、第 1 種兼業農家と第 2 種兼業農家の区別は収入の多少によることとし、これにより区別できない場合は、投下労働量の多少によった。

(6) 昭和 40 年（1965 年農業センサス）

基本的には昭和 35 年と同様であるが、兼業従事者を、調査期日前 1 年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者及び調査期日前 1 年間の販売金額が 2 万円以上ある農業以外の自営業に従事した者とした。また、第 1 種兼業農家と第 2 種兼業農家の区分に関する規定は昭和 35 年と同様である。

(7) 昭和 45 年（1970 年世界農林業センサス）

基本的には昭和 40 年と同様であるが、自営兼業の調査期日前 1 年間の販売金額の下限を 3 万円に引き上げた。また、第 1 種兼業農家と第 2 種兼業農家の区分は、家計が農業所得と兼業所得のどちらに主に依存しているかによること

とした。

また、第1種、第2種兼業農家を兼業従事者の属性により、次の4区分とした。

ア 世帯主・あとつぎ兼業農家

世帯主・あとつぎがともに兼業に従事する農家をいう。

イ 世帯主兼業農家

世帯主だけが兼業に従事する農家をいう（世帯主、あとつぎ以外の世帯員の兼業従事の有無は関係ない。）。

ウ あとつぎ兼業農家

あとつぎだけが兼業に従事する農家をいう（世帯主、あとつぎ以外の世帯員の兼業従事の有無は関係ない。）。

エ その他の世帯員兼業農家

世帯主・あとつぎ以外の世帯員のみが兼業に従事する農家をいう。世帯主とは、その家の経済的責任者である。あとつぎとは、16歳以上の男子で、その家を継ぐ予定の者であり、農業後継者といった狭い意味のものではない。なお、誰が家を継ぐか決まっていない場合は、世帯主の満16歳以上の息子のうち最年長者をその家のあとつぎとした。あとつぎ予定者が他出してよそで生活していて、現在その家の世帯員でない家、子供がいない家、あっても女子だけ又は満16歳未満の男子しかいない家はあとつぎがいない家とした。

(8) 昭和50年（1975年農業センサス）

基本的には昭和45年と同様であるが、自営兼業の調査期日前1年間の販売金額の下限を5万円に引き上げた。

(9) 昭和55年（1980年世界農林業センサス）

基本的には昭和50年と同様であるが、専業農家の内訳として男子生産年齢人口（16歳～64歳の世帯員）のいる世帯を区分した。自営兼業の調査期日前1年間の販売金額を7万円に引き上げた。

また、第1種兼業農家と第2種兼業農家の第2次区分を、世帯員の兼業従事の属性による区分から次のとおり世帯主の就業状態による区分に改めた。兼業農家のうち、世帯主農業専従とは、調査期日前1年間に自家農業に150日以上従事した世帯主のいる農家をいう。世帯主兼業とは、前記以外の農家で兼業に従事した世帯主のいる農家をいう。その他とは、世帯主が農業だけに従事し、従事日数が150日未満の農家及び世帯主が無業である農家をいう。恒常的勤務とは、決まった勤務先に事務員、教員、工員などとして勤めた世帯主のいる農家をいう。

出稼ぎとは、通勤できないため自宅以外の場所に寝泊まりし、臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。

日雇・臨時雇とは、臨時的に雇われて働く世帯主がいる農家をいう。

(10) 昭和60年（1985年農業センサス）

基本的には昭和55年と同様であるが、自営兼業の調査期日前1年間の販売金額を10万円に引き上げた。

(11) 平成2年（1990年世界農林業センサス）

基本的には昭和 60 年と同様であるが、総農家のうち販売農家について分類を行った。また、専兼業別分類の基準となる農業収入及び農業労働力の「農業」の範囲については、「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入した。

(12) 平成 7 年 (1995 年農業センサス) ～17 年 (2005 年農林業センサス)

基本的には平成 2 年と同様であるが、満 15 歳以上をもって「生産年齢人口」とした。また、自営兼業の調査期日前 1 年間の販売金額を 15 万円に引き上げた。

(13) 平成 22 年 (2010 年世界農林業センサス) ～27 年 (2015 年農林業センサス)

基本的には平成 7～17 年と同様であるが、自営兼業の調査項目を削除した。

世帯員

(1) 昭和 21 年

世帯とは、家計を共にする者の集まりをいい、世帯員とは、その世帯に属する者をいうこととした。

世帯主と常に住居を共にしている世帯員を常住世帯員とした。したがって、旅行で不在中の者や入院中の者などもこれに含まれる。

世帯主と住居を共にせず、例えば、季節出稼ぎ、女中、店員、工員、その他として出稼ぎ等に出ている者も、出先地で一戸をかまえて独立の家計を営んでいない限り、同一世帯に属する者とみなし、その世帯員とした。ただし、これを常住世帯員と区別して、出稼ぎ世帯員と名づけた。

昭和 21 年は住込みの雇人を世帯員に含めていたが、本統計書では除いた数値を掲載した。

昭和 22 年は、本統計書では、出稼ぎ者を除いた数値を掲載した。

(2) 昭和 25 年 (1950 年世界農業センサス)

世帯員を、原則として住居を共にしている人に限定した。

出稼ぎ、行商、入院、入院療養等で調査期日現在その家になくても生計を共にしている人、その家で養っている身寄りのない老人や子供のように世帯員との血縁又は婚姻関係がなくても、住居と生計を共にしている人たちも含めた。

家族であっても、勉学や就職のため他出でて生活している人、親戚や知人から就学のため一定期間預かっている子弟や下宿人は除外した。すなわち、女中、店員、工員等として他出している者は、世帯員から除いた。

昭和 25 年、35 年、40 年は住込みの雇人を世帯員に含めたが、昭和 45 年以降はこれを除いた。

農業従事者

(1) 昭和 21 年

農業に従事した世帯員（農業従事者）で、調査期日前 1 年間に少しでも農業に従事した者、昭和 40 年以前は住込みの雇人を世帯員に含めた。

なお、昭和 21 年は、世帯員総数について調べ、他の年は 16 歳以上の世帯員について調べた。

(2) 昭和 30 年 (昭和 30 年臨時農業基本調査)、35 年 (1960 年世界農林業センサス)

自家農業に従事した世帯員とは、昭和 30 年においては 16 歳以上の世帯員のうち、農業経営の指図だけをする人や農繁期だけ働く人も含めた自家農業に従事する世帯員をいう。昭和 35 年については、世帯員の就業状態区分のうち自家農業だけに従事した人、自家農業とその他の仕事に従事した人で自家農業が主の人、その他の仕事が主の人を合計したものである（「(参考) 世帯員の就業状態区分」を参照）。これを農業従事者とした。

(3) 昭和 40 年（1965 年農業センサス）～60 年（1985 年農業センサス）

16 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に少しでも自家農業に従事した者である。昭和 35 年の概念から農業経営の指図だけをする人を除いた。

(4) 平成 2 年（1990 年世界農林業センサス）～

基本的には昭和 60 年と同様であるが、農業従事者の基準となる「農業」の範囲については「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入した。

農業就業人口

(1) 昭和 35 年（1960 年世界農林業センサス）～60 年（1985 年農業センサス）

自家農業だけに従事した人、自家農業とその他の仕事に従事した人で自家農業が主の人を合計したものである（「(参考) 世帯員の就業状態区分」を参照）。

(2) 平成 2 年（1990 年世界農林業センサス）～平成 27 年（2015 年農林業センサス）

基本的には昭和 60 年と同様であるが、農業就業人口の基準となる「農業」の範囲については「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入した。

基幹的農業従事者

(1) 昭和 35 年（1960 年世界農林業センサス）～60 年（1985 年農業センサス）

農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「自家農業又は兼業に主として従事（仕事が主）」に該当した人のことである（「(参考) 世帯員の就業状態区分」を参照）。したがって、ふだん自家農業に従事することを主としている人ということになる。場合によって、これを基幹的農業労働力とも呼んでいる。

(2) 平成 2 年（1990 年世界農林業センサス）～

基本的には昭和 60 年と同様であるが、基幹的農業従事者の基準となる「農業」の範囲については「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入した。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事が主		
ふだんの主な状態	主に仕事	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;">                     基幹的農業従事者                       農業就業人口                 </div> 農業従事者				
	主に家事や育児					
	その他					

作物

- (1) 昭和 40 年（1965 年農業センサス）～平成 2 年（1990 年世界農林業センサス）

収穫面積は、調査期日前 1 年間に作物を実際に収穫した面積であり、収穫皆無の面積は含んでいない。同一作物を同じ土地に年 2 回作付けし、収穫した場合は 2 回分の面積が計上される。ただし、何回収穫しても同一株、同一個体からの収穫であれば、その部分の面積は 1 回しか計上されない。販売のあった農家数は、調査期日前 1 年間に金額の多少にかかわらず、その作物を販売した農家数である。販売には現物交換を含み、また、調査期日前 1 年間より以前に収穫し、貯蔵してあったものでも調査期日前 1 年間に販売した場合は販売のあった農家数に計上した。

- (2) 平成 7 年（1995 年農業センサス）

基本的には平成 2 年と同様であるが、自給分を含めた収穫農家のうち、販売を行った農家を販売のあった収穫農家とした。なお、施設で収穫したものは含んでいない。

- (3) 平成 12 年（2000 年世界農林業センサス）～

販売目的の作物の作付面積は、販売を目的として作付けした面積であり、自給用のみを作付けた場合は含んでいない（販売目的で作付けしたものを、たまたま一部自給向けにしたものは含む。）。

家畜・養蚕

家畜の飼養頭羽数は、調査期日現在のものであり、育成牧場等へ預けているものを含んでいる。なお、ブロイラーの出荷羽数及び養蚕の掃立卵量は、調査期日前 1 年間のものである。

なお、平成 12 年から養蚕の掃立卵量の調査項目を削除した。

雇用労働等

- (1) 昭和 22 年

農業常雇とは、臨時的にではなく、常時雇った者（例えば、作男、作女、女中、その他の奉公人等）で、農業に従事することを主とする者である。

農業臨時雇延べ人数は、農業のために過去 1 年間に臨時的に雇った延べ人数である。

- (2) 昭和 25 年（1950 年世界農業センサス）

農業常雇とは住込み、通いのいかんを問わず、恒常的に雇った者、つまり 1 年を単位として雇用するよう契約した者である。

- (3) 昭和 30 年（昭和 30 年臨時農業基本調査）～平成 17 年（2005 年農林業センサス）

ア 農業年雇（常雇）

主として自家の農作業のために雇った人で雇用契約（口頭の契約も含む。）に際し、あらかじめ 7 か月以上の期間を定めて雇った人のことである。なお、

住み込み、通勤の双方を含む。

#### イ 農業臨時雇

農業雇用労働のうち、農業年雇以外のもので、農業季節雇（1か月以上の期間契約）、農業日雇などのことである。請負作業や賃作業を人にしてもらった場合の労働は含まない。なお、「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

#### ウ 手間替え・ゆい

農家相互間で等価交換を原則としている全ての労力交換のことである。労力の交換をして、その過不足を現金や物品で清算したような場合や、機械耕作をしてやった代わりにその分を手間で返してもらった場合、共同田植え、共同防除などの共同作業をしてもらった場合などを含む。

#### エ 手伝い

金品の接受を伴わない無償の受け入れ労働のことである。

#### (4) 平成22年（2010年世界農林業センサス）～平成27年（2015年農林業センサス）

常雇については、上記(3)のアと同様である。臨時雇については、「臨時雇」と「手間替え・ゆい」、「手伝い」を一括りで把握する方法に変更した。

#### (5) 令和2年（2020年農林業センサス）～

農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人を把握した。

### 農作業受託

#### (1) 昭和50年（1975年農業センサス）

農作業を自分で請け負ったり、農協のあつ旋などで個人として請負作業を行った場合を計上した。また、水稲作業については「耕起」、「田植」、「稲刈り」の3区分とした。

この場合、自分の持っている機械（借入れを含む。）を使って行ったものに限りに、農協、作業受託組織などに雇われて機械作業に従事したものは除いた。

本統計書では、「耕起」、「田植」、「稲刈り」だけでなく、それ以外の作業を含めて水稲作作業を請け負ったものとした。

#### (2) 昭和55年（1980年世界農林業センサス）

基本的には昭和50年と同様であるが、水稲作作業については従来の「稲刈り」を「稲刈り・脱穀」と改め、新たに「全作業」を加え4区分とした。

また、自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含んでいる。

#### (3) 昭和60年（1985年農業センサス）

基本的には昭和55年と同様であるが、水稲作作業については、新たに「育苗」、「代かき」、「防除」を加え7区分とした。

#### (4) 平成2年（1990年世界農林業センサス）～12年（2000年世界農林業センサス）

基本的には昭和60年と同様であるが、従来の6区分のうち「耕起」と「代かき」を併せて「耕起・代かき」とし、新たに「乾燥・調製」を加え、6区分

とした。

また、水稲作作業以外の請け負い作業として「麦作」と「その他」を加えた。

(5) 平成 17 年（2005 年農林業センサス）～

基本的には平成 12 年と同様であるが、「請け負った農家」を「受託した農家」に名称を変更した。

#### 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の 総販売額 50 万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

#### 農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

#### 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

#### 家族経営体

1 世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。

	<p>なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。</p>
組織経営体	<p>世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。</p>
法人化している（法人経営体）	<p>農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。</p>
農事組合法人	<p>農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。</p>
会社	<p>次のいずれかに該当するものをいう。</p>
株式会社	<p>(1) 平成 17 年（2005 年農林業センサス） 商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。</p> <p>(2) 平成 22 年（2010 年世界農林業センサス）～ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。</p>
有限会社	<p>旧有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号）に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合名・合資会社	<p>(1) 平成 17 年（2005 年農林業センサス） 商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。</p> <p>(2) 平成 22 年（2010 年世界農林業センサス）～ 会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
相互会社	<p>保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。</p>
合同会社	<p>会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
各種団体	<p>次のいずれかに該当するものをいう。</p>
農協	<p>農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。</p>

森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種 団体	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
農業生産関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工している事業をいう。
消費者に直接 販売	(1) 平成 17 年（2005 年農林業センサス） 自ら生産した農産物やその加工品を直接店や消費者に販売している（インターネット販売を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 (2) 平成 22 年（2010 年世界農林業センサス）～ 農業生産関連事業を把握する調査項目としての「消費者に直接販売」を把握していないため、農産物の出荷先を把握する調査項目として設定している「消費者に直接販売」の回答値を用いて集計した。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者に直接販売」とは異なる。
貸農園・ 体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由（手続きの委託や販売の代行のため）して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいう。
農業生産等を行う組織経営体（農家以外の農業事業体）	<p>(1) 昭和 25 年（1950 年世界農業センサス） 農家以外の農業事業体とは、従来「準農家」と言われていたもので、経営耕地面積が東日本では 10 a 以上、西日本では 5 a 以上であるもの、あるいは年間農産物総販売額が 1 万円以上であるものと規定した。</p> <p>(2) 昭和 30 年（昭和 30 年臨時農業基本調査） 調査していない。</p> <p>(3) 昭和 35 年（1960 年世界農林業センサス） 昭和 25 年と同様であるが、年間農産物総販売額の下限を 1 万円から 2 万円へ引き上げた。</p> <p>(4) 昭和 40 年（1965 年農業センサス） 昭和 40 年の農家調査及び農業集落概況調査の結果に基づいて作成された「協業経営体名簿」に記載された全協業経営体を調査対象とした。</p> <p>(5) 昭和 45 年（1970 年世界農林業センサス） 農家以外の農業事業体の規定を、東日本 10 a 以上、西日本 5 a 以上の耕地を経営するもの、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか、全くないものでも調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 5 万円以上あるものうちで世帯以外のものと改めた。</p> <p>(6) 昭和 50 年（1975 年農業センサス） 昭和 45 年と同様であるが、農産物販売金額の下限を 5 万円から 7 万円に引き上げた。</p> <p>(7) 昭和 55 年（1980 年世界農林業センサス） 昭和 50 年と同様であるが、農産物販売金額の下限を 7 万円から 10 万円に引き上げた。</p> <p>(8) 昭和 60 年（1985 年農業センサス）</p>

## 経営目的区分

昭和 55 年と同様である。

### (9) 平成 2 年（1990 年世界農林業センサス）

農家以外の農業事業体の規定を、10 a 以上の耕地を経営するもの、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか、全くないものでも調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あるもののうちで世帯以外のものと改めた。

### (10) 平成 7 年（1995 年農業センサス）、12 年（2000 年世界農林業センサス） 平成 2 年と同様である。

### (11) 平成 17 年（2005 年農林業センサス）～

平成 12 年の農家以外の農業事業体調査の調査対象である「調査期日現在で、10 a 以上の経営耕地面積を有するか、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった農業経営体のうち、家族による経営でない。」（農業生産等を行う組織経営体）という条件で抽出集計を行った。

### (1) 昭和 45 年（1970 年世界農林業センサス）

経営目的を販売、牧草、試験、その他の 4 つに区分した。

#### ア 販売

農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。会社等が内部の加工場に原料を供給することを目的とするものも含めた。

なお、この場合、加工そのものは農業とはしない。

#### イ 牧草

牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とする預託牧場及び農家が共同して牧草を栽培し、共同で採草・放牧に利用することを目的とする共同利用採草・放牧場をいう。また、農業集落、農事実行組合等が同様の目的で牧草を栽培する場合も含めた。

#### ウ 試験

試験研究を目的とするものをいう。会社等の実験農場も含めた。

#### エ その他

以上の目的以外のもので、サービス、厚生、教育、食料自給等を目的とするものをいう。

### (2) 昭和 50 年（1975 年農業センサス）～平成 12 年（2000 年世界農林業センサス）

経営目的を販売、牧草地経営体（牧草栽培）、その他の 3 つに区分した。

#### ア 販売

昭和 45 年と同様である。

#### イ 牧草地経営体

昭和 45 年と同様である。

#### ウ その他

ア、イ以外の目的以外のもので、試験研究を目的とするもの（会社等の実験農場も含む。）並びにサービス、厚生、教育、食料自給等を目的とするものをいう。

農作業受託のみを  
行う経営体（農業サ  
ービス事業体）

(3) 平成 17 年（2005 年農林業センサス）～

区分については、平成 12 年と同様であり、平成 17 年より「販売目的」、「牧草地経営」については抽出集計を行った。

また、「その他」については、農林業経営体調査客体候補名簿で把握し、集計を行った。

なお、令和 2 年は経営目的を販売等、その他の 2 つに区分した。

農業経営体のうち、農家等から委託を受けて農作業を行う経営体をいう。具体的には、農作業の受託（構成員からの員内受託を含む。）を行っている農業生産組織、農協等が農作業の受託を行うために運営している育苗センター、ライスセンター、選果・選別場等であって、調査期日現在で 10 a 以上の経営耕地を有さず、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円未満の経営体をいう。

(1) 平成 12 年（2000 年世界農林業センサス）

ラジコンヘリコプターを利用した航空防除が普及し、その組織も増加する傾向にあることから、「航空防除のみを行う事業体」も調査の対象に加えた。

(2) 平成 17 年（2005 年農林業センサス）～

平成 17 年より、農作業受託のみを行う経営体を抽出集計した。

## VI 利用上の注意

- 1 表中に使用した記号は次のとおりである。
  - 「0」：単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
  - 「－」：調査は行ったが事実のないもの。
  - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの。
- 2 面積、飼養羽数及び出荷羽数は単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。
- 3 面積の単位は、昭和40年までは尺貫法を用いているが、本表では1町歩を1haと読み替えて掲載した。
- 4 本統計のデータについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。  
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】  
なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

## VII お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第1班

電話：03-3502-8111 内線3665

直通：03-3502-5648

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】